

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 9 月 14 日

月 曜 日

第 3959 号

目 次

告 示

○指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施 1

公 告

○開発行為の工事完了 2

○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定 3

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4

告 示

富山県告示第367号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第18条の 2 第 1 項の規定により、同法第 6 条の 3 第 1 項及び同法第18条第 4 項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第77条の35の 8 第 1 項の規定により次のとおり公示する。

平成27年 9 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

- (1) 名称 株式会社建築構造センター
- (2) 住所 東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号

2 業務区域

富山県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号、宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号、

福島県郡山市中町11番5号、埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号、神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号、長野県長野市南県町1082番地、愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号、島根県松江市中原町6番地、岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号、広島県広島市中区八丁堀15番6号、愛媛県松山市三番町七丁目13番13号、佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号、長崎県長崎市万才町3番4号、宮崎県宮崎市川原町5番10号、鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号及び沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- (1) 建築基準法施行令第81条第2項第一号ロに定める構造計算を行う建築物
- (2) 前号以外の建築物のうち、延べ面積が 2,000㎡を超える建築物又は高さが20mを超える建築物
- (3) 前2号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第3第3号の規定等により判定できない建築物
- (4) 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物

5 業務の開始の日

平成27年9月3日

(建築住宅課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市橋下条1064番1	/	/	射水市橋下条1066番地	川村 憲史
南砺市立野原東1508番4の一部、1508番5の一部、1508番6の一部、1514番18の一部及び1514番19の一部（1工区）	同 左	道路	南砺市苗島4480番地	南砺市
南砺市立野原東1508番5の一部、1508番6の一部及び1514番18の一部（2工区）	/	/	南砺市苗島4480番地	南砺市
射水市三ヶ2669番及び2670番1	同 左	道路	射水市三ヶ3973番地	永森建設工業株式会社
射水市作道 456番及び 457番1	/	/	射水市作道1830番地	宮島 広樹
射水市小林 421番1外59筆及び386番1外13筆の各一部、北高木 677番1外10筆及び684番外6筆の各一部並びに小島 629番外7筆、580番1外5筆の各一部及び580番1地先	同 左	道路、公園、下水道、水路、貯水施設	射水市三ヶ1525番地	山徳不動産開発株式会社

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第86条第2項の規定により、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて認定したので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

対象区域	対象区域等の縦覧場所
下新川郡入善町入膳字猿角場5784番1外15筆及び5826番地先並びに入膳字山王5864番10外8筆並びに東五十里 391番外3筆	富山県新川土木センター

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年9月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク北陸小矢部 小矢部市西中野字鷺場1-1 ほか

2 店舗を設置する者 三井不動産株式会社**3 変更事項**

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 未定

(変更後) ジョルジオアルマーニジャパン株式会社 代表取締役 笹野 和泉 東京都中央区銀座5-5-4 アルマーニ銀座タワー ほか143

4 変更の日 平成27年7月16日**5 変更の理由 未定であった小売業者が決定したため。****6 届出の日 平成27年8月31日****7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課****8 縦覧期間 平成27年9月14日から平成28年1月14日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由